

市第29号議案

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律の施行に関する条例の一部改正

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める
。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律の施行に関する条例（平成18年3月横浜市条例第14号）の一部
を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項の規定により条例で
定める期間は、3年とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施
行令第5条第1項の規定に基づき、横浜市障害支援区分認定審査会
の委員の任期を定めるため、横浜市障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$ ）

（横浜市障害支援区分認定審査会）

第3条 （第1項及び第2項省略）

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項の規定により条例で定める期間は、3年とする。